

職場実習制度をご活用下さい

障害者就業・生活支援センターでは、地域雇用をご検討されている企業と地域で求職活動を行っている障害者のサポートをしています。



職場体験実習では

- ・実際の現場で仕事を体験させて頂き、雇用が可能か(企業側)仕事として継続することが可能か(障害者側)の双方で、雇用前に確認して頂ける制度です。
 - ・実習期間中から当センターの職員が、状況に応じたサポートを行っております。
 - ・職場体験実習中は、賃金は発生しません。
- *実習期間中のケガや事故につきましては、当センターで加入している傷害保険が適応になります。

職場体験実習の流れ



- ・当センターにて「実習計画書」を作成させて頂きます。
 - ・職場体験実習制度は、3日間から活用して頂くことが可能です。
- *仕事の内容や体験する方の障害の状況に合わせて、相談のうえ実習期間を設定させて頂きます。



障害者就業・生活支援センターコスモス
沼田市東原新町 1801-40
沼田市役所東原庁舎内
電話 0278-25-4400
FAX 0278-25-3782